

健 発 1208 第 1 号
令 和 3 年 12 月 8 日

各

都道府県知事
市 町 村 長
特 別 区 長

 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種法施行規則の一部を改正する省令の公布について

予防接種法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第190号）が本日、別紙のとおり公布されました。改正省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

第一 改正の概要

- ・ 現在、紙で発行している予防接種証明書について、申請者に対して、電子情報処理組織を使用して電子交付する規定を創設する。
- ・ 予防接種証明書の電子交付の実現に伴い、同証明書を活用する際の利便性を向上させるため、海外渡航その他の事情による申請に限定せず、予防接種証明書を発行することとする。

第二 施行期日

令和3年12月20日（月）